亀山市家庭児童相談室設置及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２７年６月５日

亀山市長　櫻　井　義　之

亀山市規則第２８号

亀山市家庭児童相談室設置及び運営規則の一部を改正する規則

亀山市家庭児童相談室設置及び運営規則（平成１７年亀山市規則第５２号）の一部を次のように改正する。

様式第１号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

健康福祉部子ども総合センター 子ども支援室　受付票	受付　　年　　月　　日 ：　　～　　：	No. ―	[新規・継続] (再・継) ※【継】は統計から除外	来所者 父　母　本人 関係者(　　)　人

子ども	ふりがな 氏名	男・女	生年月日 年　月　日　歳	所属 (担任　　介助(加配)　　) 未　保　幼 (年少　年中　年長) 小　中　高
	住所　〒 ☐ 住民票非開示			相談内容(主訴)
保護者	氏名	続柄	TEL	検討事項(有・無)

〈経路〉

中核市・指定都市・都道府県	児童相談所	
	福祉事務所	
	保健センター	
	その他	
市町村	福祉事務所	
	保健センター	
	その他	
児童福祉施設・指定医療機関	保育所	
	児童福祉施設	
	指定医療機関	
警察等		
保健所・医療機関	保健所	
	医療機関	
学校等	幼稚園	
	学校	
	教育委員会等	
里親		
児童委員		
家族・親戚		
近隣・知人		
児童本人		
その他		

〈相談区分〉

入電	
架電	
来所	
訪問	
通告	
関係機関	
その他(内容記入)	

【経路・再掲】

措置変更	
期間延長	
巡回相談	
電話相談	

〈相談種別〉

養護相談	※1児童虐待相談	
	その他の相談	
保健相談		
障害相談	肢体不自由相談	
	視聴覚障がい相談	
	言語発達障がい等相談	
	重症心身障害相談	
	知的障害相談	
	発達障害相談	
非行相談	ぐ犯行為等相談	
	触法行為等相談	
育成相談	性格行動相談	
	不登校相談	
	適正相談	
	育児・しつけ相談	
その他の相談		

【相談種別・再掲】

※1児童虐待通告	
いじめ相談	
児童買春等被害相談	

〈対応〉

面接指導	助言指導	
	継続指導	
	他機関あっせん	
児童相談所送致		
その他(内容記入)		

〈要保護対策〉

※1 ※2 要保護対策対象	

養護相談で要保護対策対象の場合は※2も記入

※1(養護相談の詳細)

※1主な虐待者	実父	
	実父以外の父親	
	実母	
	実母以外の母親	
	その他	
※1虐待の種別	身体的虐待	
	性的虐待	
	心理的虐待	
	ネグレクト	
※1児童虐待防止法関連	安全確認	
	送致	
	出頭要求等通知	
養護相談	家出(失踪含む)	
	死亡	
	離婚	
	環境 家庭 ※1虐待	
	環境 家庭 その他	
	その他	

※1　※2

※1 ※2 保護者の意に反した措置	有・無	
※1 ※2 緊急度	緊急	
	通常	
※1※2 重症度	重度	
	中度	
	低度	

〈スタッフ〉

結果内容
IQ・DQ　(　　)

終結　・　次回フォロー(　年　月頃)

附　則

この規則は、公布の日から施行する。